

報告第16号

亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

亀山市水道事業会計資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年8月27日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

平成26年度亀山市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及び  
経営健全化審査意見書

平成26年度亀山市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------|---------|
| —      | 20      |